

審査基準改正のお知らせ

タイムビジネス信頼・安心認定制度における時刻配信業務審査基準及び時刻認証業務審査基準（デジタル署名を使用する方式）を改正します。

1. 時刻配信業務審査基準の改正

(1) 主な改正内容

- 時刻配信をオプションとしないことを追加遵守事項として規定
- JIS X 5094 改正における項ずれへの対応

(2) 施行日

2019年6月19日より施行します

(3) 経緯等

平成23年5月20日に我が国で、JIS X 5094:2011 UTCトレーサビリティ保証のためのタイムアセスメント機関（TAA）の技術要件が制定され、2011年には、そのJIS規格に部分的に基づいた国際規格 ISO/IEC 18014-4 Traceability of time sources が発行されました。これを受け、今度は我が国で、ISO/IEC 18014-4 を基とし、我が国の実情に合わせるため技術的内容を変更して、JIS X 5094 の改正が2019年3月20日に公告されました。

タイムビジネス信頼・安心認定制度の時刻配信業務審査基準では、JIS X 5094 の特定箇条の要件を満たすことを求めているため、JIS X 5094:2011 から JIS X 5094:2019 への改正内容を考慮して、時刻配信業務審査基準の改正を行うものです。なお、時刻配信をオプションとしないこと及び、時刻トレーサビリティの起点については、JIS規格と審査基準の関係を以下に補足説明します。

①時刻配信をオプションとしないことについて

タイムアセスメント機関（TAA）について、JIS X 5094:2011 では、「TSA 時計に対して時刻配信及び時刻監査を行う機関」と定義していましたが、JIS X 5094:2019 では「TSA 時計に対して時刻監査を行うことに加え、時刻配信もできる機関」と改正されています。タイムアセスメント機関（TAA）の時刻配信機能がオプション化されたものですが、タイムビジネス信頼・安心認定制度は、総務省の「タイムビジネスに係る指針（平成16年11月5日）」に基づく制度であり、その用語の項で「時刻配信業務」について「時刻情報を配信する業務、更に配信先の時刻精度を計測して報告を行う時刻監査業務をいう」と定められていることに基づき、時刻配信をオプションとしないことと致しました。

②時刻トレーサビリティの起点について

JIS X 5094:2011 では、序文において「タイムスタンプに用いられる時計は正しく日本の標準時に同期している必要がある」と規定し、「7 TAA の技術要件」において、UTC(NICT)との時刻の同期、UTC(NICT)との時刻差の測定が求められており、時刻トレーサビリティの起点が UTC(NICT)であることは自明である。これに対し、JIS X 5094:2019 は、ISO/IEC 18014-4 を基とした改正が行われ、「7 TAA の技術要件」では、UTC(k)との時刻の同期、UTC(k)との時刻差の測定が求められている。しかしながら、「5 概要」において、「この規格では、箇条 7 における UTC(k)は、UTC(NICT)を意味する」との説明が加えられていることから、審査基準では従来通り UTC(NICT)との時刻同期を規定するものとなりました。

2. 時刻認証業務審査基準（デジタル署名を使用する方式）の改正

(1) 主な改正内容

- 用語使用の適正化

(2) 施行日

2019 年 6 月 19 日より施行します

(3) 経緯等

「FIPS140-2 のレベル 3『認証』」とすべき個所が「FIPS140-2 のレベル 3『認定』」となっておりますので、用語使用の適正化を図りました。

また、記号の表記揺れがありましたので、統一を図りました。

以上